

# 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則

(平成20年2月27日 平成20年規則第7号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 告発等の受付等（第3条－第6条）
  - 第3章 機構における調査の実施（第7条－第15条）
  - 第4章 調査中の一時的措置（第16条）
  - 第5章 不正行為等と認定された場合の措置（第17条－第23条）
  - 第6章 告発者等の保護、職員の責務その他（第24条－第27条）
  - 第7章 雑則（第28条・第29条）
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）が実施する事業における研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等（以下「不正行為等」と総称する。）について、調査の仕組みを定めるとともに、不正行為等を行った者等に対する処分の内容等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「研究開発活動の不正行為」とは、研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究開発結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究開発資料・機器を変更する操作を行い、データ、研究開発等によって得られた結果等を真正でないものにすること。
- (3) 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究開発結果、論文又は用語を、当該研究者等の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 この規則において「不適正な経理処理等」とは、研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等をいう。

## 第2章 告発等の受付等

### (告発窓口)

第3条 不正行為等に係る内外からの告発その他諸連絡（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は、総務部研究機関監査室とする。

### (告発等の受付)

第4条 告発等は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、このうち第1号及び第2号に掲げる事項が把握できない告発等は原則として受理しないものとする。この場合において、第1号及び第2号に掲げる事項が把握でき受理の要件を満たした告発等を「顕名による告発等」と、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発等を「匿名による告発等」という。

- (1) 告発等を行おうとする者（以下「告発者」という。）の氏名、所属及び連絡先
- (2) 不正行為等を行ったとする研究者等・研究開発グループ（以下「被告発者」という。）、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的合理的理由、不正行為等が行われた機構の事業の名称
- (3) 機構以外の研究機関等に対する告発等の有無、告発者が秘匿したい事項等

3 告発窓口は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、これらにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

- (1) 機構による調査（監事による監査及び監査室による内部監査を含む。）
- (2) 国、資金配分機関（機構を除く。）及び研究機関等による調査
- (3) 会計監査法人による監査
- (4) 会計検査院による実地検査
- (5) その他前各号に準じる調査として機構が認めたもの

4 第2項の規定に関わらず、告発窓口は、匿名による告発等であっても、その内容に応じて、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為等の疑いが指摘されたときも同様とする。

5 告発窓口は、告発等があったときは、第25条に規定する事項、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容等を告発者に伝達するものとする。

6 告発窓口は、告発等により不正行為等を認識したときは、理事長、総務担当理事、当該事案に係る事業担当理事その他必要と思われる者に対し、当該事案について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行うものとする。

（調査を行う機関）

第5条 前条の規定により告発等を受理した場合、調査を行う機関は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被告発者が機構の雇用する者である場合は、原則として機構が当該事案に係る調査を行う。ただし、研究機関等が調査を行うことが適当であると機構が判断した場合は、原則として研究機関等が調査を行うものとし、契約、協定等により研究開発業務の一部又は全部を機構が研究機関等に委託して実施する研究開発に関する事案の調査の場合は、委託した部分については当該研究機関等が行うものとする。
- (2) 被告発者が機構の雇用する者でない場合は、原則として被告発者の所属機関等が当該事案に係る調査を行うものとする。
- (3) 前二号のいずれの規定にもよりがたい場合は、機構及び関係する研究機関等が協議して調査を行う機関を決定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、調査を行うべき研究機関等による調査の実施が極めて困難であると機構が特に認めた場合は、機構がその調査できる範囲において当該事案に係る調査を行う

ものとする。

- 3 第1項の規定により機構以外の研究機関等が調査を行う機関となる場合は、機構は当該研究機関等に対し調査実施を指示し、若しくは要請し、又は調査実施に協力を依頼するものとする。この場合において、機構は、告発者に対し、当該研究機関等に対し調査実施を指示し、若しくは要請し、又は調査実施に協力を依頼したこと、及び当該研究機関等が行った決定、調査結果等について必要な連絡を行うものとする。

(告発等の移送)

第6条 機構は、告発等に係る事案が機構の事業に関するものでないときは、調査の実施主体として適切と思われる他の研究機関等を告発者に紹介し、又は告発者の了解を得て他の研究機関等に当該事案を移送するよう努めるものとする。

### 第3章 機構における調査の実施

(予備調査)

第7条 第5条第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定により機構が調査を行うこととなった場合、機構は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、第4条第3項の規定による取扱いをしたときは、予備調査を行うことなく、本調査を行うことを決定することができる。
- 3 機構は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関に通知するものとする。ただし、通知することが不相当と機構が判断した場合はこの限りではない。
- 4 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第8条 機構は、前条の規定により本調査を実施することを決定したとき、競争的資金等に係る不正防止推進委員会（以下「不正防止推進委員会」という。）に当該事案に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、調査委員長及び調査委員で構成する。
- 3 調査委員長及び調査委員は、理事長が役職員のうちから指名するものとし、必要に応じて外部有識者を委嘱することができる。
- 4 調査委員長及び調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会の事務は、関係部室の協力を得て、総務部研究機関監査室が担当する。
- 6 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(調査委員の通知と異議申立て)

第9条 機構は、調査委員会を設置したときは、調査委員長及び調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。ただし、当該事案が不適正な経理処理等の場合にはこの限りではない。

- 2 告発者及び被告発者は、機構が示した調査委員長及び調査委員の構成に異議があるときは、あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、機構は異議申立ての内容を審査し、委員を

交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第10条 調査委員会は、告発等をされた事案において不正行為等が行われたか否かその他必要な事項について調査する。

2 調査委員会は、学協会や研究機関等の他機関に調査の一部又は全部を委託することができる。

3 調査委員会は、必要に応じて、主管部署、告発者、被告発者等に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第11条 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。ただし、他機関が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りではない。

2 調査委員会は、告発等が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究開発を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意志。以下同じ。）に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。ただし、他機関が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りではない。

(不正行為等の認定)

第12条 調査委員会は、調査の結果を取りまとめ、不正行為等が行われたか否か、及び告発等が悪意に基づくものか否かを認定し、不正防止推進委員会の委員長に報告するものとする。

2 不正防止推進委員会の委員長は、前項の規定により報告を受けた認定結果について、同委員会の委員に通知し、その意見をとりまとめた上で、理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 機構は、告発者、被告発者その他機構が必要と認める者に対し、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を通知するものとする。

(不服申立て)

第14条 不正行為等を行ったと認定された被告発者及び悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、あらかじめ機構が定めた期間内に機構に不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者に通知するものとする。

(公表)

第15条 機構は、調査（不服申立てによる再調査を含む。）の結果、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、公表することが不相当と機構が判断した場合はこの限りではない。

#### 第4章 調査中の一時的措置

(調査中の一時的措置)

第16条 機構は、調査機関（機構が調査を行う場合は機構を含む。以下同じ。）において本調査を行うことが決定された日以降で機構が相当と認める日から、調査機関から調査結果の報告を受けるまでの間（機構が調査を行う場合は、調査委員会の結論が得られるまでの間）、告発

された事案に係る研究開発費の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保等の措置を講ずることができる。

- 2 不正行為等が行われたと調査機関が認定した場合、機構は、第19条の規定により正式な処分が行われるまでの間、被告発者及びその者が所属する研究機関等に対し、前項により行った措置を継続することができる。
- 3 不正行為等が行われなかったと調査機関が認定した場合、機構は、第1項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

## 第5章 不正行為等と認定された場合の措置

### (処分の対象)

第17条 機構は、本調査の結果、不正行為等が行われたと調査機関が認定した場合、次の各号に掲げる者等（以下「被認定者」という。）に対し、必要な処分を行う。

- (1) 研究開発活動の不正行為に関与し、又は責任を負うと調査機関が認定した次に掲げる者
  - ア 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）
  - イ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
  - ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- (2) 不適正な経理処理等に関与し、又は不適正な経理処理等に関し管理・監督上重大な責任があると調査機関が認定した者等

### (処分検討委員会)

第18条 機構は、前条に定める処分を検討するため、不正防止推進委員会に当該事案に係る処分検討委員会（以下「処分検討委員会」という。）を設置する。

- 2 処分検討委員会は、被認定者に対してとるべき処分を検討し、その結果を不正防止推進委員会の委員長に報告する。
- 3 不正防止推進委員会の委員長は、前項の規定により報告を受けた処分案について、同委員会の委員に通知し、その意見をとりまとめた上で、理事長に報告するものとする。
- 4 処分検討委員会は、処分検討委員長及び処分検討委員で構成する。
- 5 処分検討委員長及び処分検討委員は、理事長が役職員のうちから指名するものとし、必要に応じて外部有識者を委嘱することができる。
- 6 処分検討委員長及び処分検討委員は、告発者及び被告発者並びに被認定者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 処分検討委員会の事務は、関係部室の協力を得て、総務部研究機関監査室が担当する。
- 8 この規則に定める事項のほか、処分検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### (処分の実施)

第19条 機構は、前条第2項に規定する処分検討委員会の報告に基づき、機構のすべての事業に関し、被認定者に対して次に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る研究開発の全部又は一部の執行中止

- (2) 申請課題の不採択
  - (3) 不正行為等に該当する研究開発費の全部又は一部の返還
  - (4) 機構の全部又は一部の事業への申請資格又は参加資格の制限
  - (5) 機構が雇用した場合の給与、謝金等の全部又は一部の返還
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分
- 2 機構は、必要があるときは、研究機関等に対し、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)その他競争的資金制度に係る政府の指針、申し合わせ文書等(以下、これらを総称し「ガイドライン等」という。)を踏まえ、必要な措置を講ずることができる。
- 3 第1項第4号における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案し、研究開発活動の不正行為については別表1に、不適正な経理処理等については別表2に、それぞれ掲げる範囲内で、処分検討委員会の報告を踏まえて決定する。
- 4 機構は、第1項に定める処分を行うことを決定したときは、処分対象者の氏名、所属、処分措置の内容等を公表するとともに、当該処分対象者及びその者が所属する研究機関、告発者、文部科学省その他必要と思われる者に通知する。ただし、公表することが不適当と機構が判断した場合はその限りではない。
- 5 処分を行うに際して、被認定者からの弁明及び不服申立ては受け付けない。  
(競争的資金制度に係る特則)
- 第20条 機構は、国の行政機関及び独立行政法人(機構を除く。)が所掌する競争的資金制度において不正行為等により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分の期間、機構が所掌する競争的資金制度への申請資格及び共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分を受けた日以降に開始される機構が所掌する競争的資金制度においても、当該処分の期間、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。
- 3 機構は、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人(機構を除く。)が所掌する競争的資金制度において不正行為等により処分を受けた研究者等が機構の事業において実施している課題又はプロジェクトに参画している場合、研究開発の一部又は全部の中止、又は当該者による研究開発費等の使用を禁止することができる。
- 4 機構は、機構が所掌する競争的資金制度に関し、前条及び第22条第3項に規定する処分を行う場合には、文部科学省に対し、その内容を連絡するものとする。  
(研究費等の返還)
- 第21条 機構は、不正行為等により使用された研究費等を執行又は保有している研究者等又は関係企業等に対し、当該研究費等について期限を定めて返還させるものとする。
- 2 機構は、研究者等又は関係企業等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うものとする。
- 3 研究者等又は関係企業等は、機構から前二項に基づく請求があったときは、これに応じな

なければならない。

(委託研究)

第22条 研究事業等を委託により実施する場合で、当該研究等を受託する機関（以下「受託機関」という。）と締結した委託研究契約に係る研究費等の執行において、不正行為等がなされたと認められたときは、受託機関と締結する委託研究契約に基づき、受託機関に対し不正行為等により使用された研究費等の返還請求その他必要な措置を行うものとする。

2 受託機関は、機構から前項に基づく請求等があったときは、これに応じなければならない。

3 第1項の場合において、不正行為等に関与した研究者等については、第19条の規定に基づき、処分を行うものとする。

(告訴又は告発、並びに訴訟)

第23条 機構は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認められたときは、速やかに必要な手続きをとるものとする。

2 機構は、第19条に基づく処分を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決を待たずに処分を行うことができる。

3 前条に基づく処分を決定した後に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、訴訟に影響しない処分を除き、判決が確定するまでの間、処分を継続するものとする。

4 機構は、裁判において不正行為等の認定が不適切であると確定したときは、直ちに処分の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

## 第6章 告発者等の保護、職員の責務その他

(告発者及び被告発者の保護)

第24条 機構は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発を行った告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 機構は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、被告発者の機構に関わる研究開発業務の遂行を禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発の防止等)

第25条 機構は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第4条第2項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等がありうることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

2 機構は、告発に係る調査の実施を他の研究機関等に要請するため、当該研究機関等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第26条 機構の役職員等（不正防止推進委員会、調査委員会及び処分検討委員会の委員等を含む。）は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容、処分検討内容等について知り得た情報を、

この規則で定められた通知及び報告以外の目的で公表、開示又は利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 機構は、調査結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、役職員及び調査関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 機構は、前二項の規定に反し、正当な理由なく情報を公表、開示又は利用した者に対し、就業規程等に従って懲戒することができる。
- 4 調査機関とされた機構以外の機関に対して、個人情報保護等の観点から必要と認められる場合、秘密を保持するように要請するものとする。

(告発等や告発等に関する相談を受けた者の責務)

第27条 告発等や告発等に関する相談を受けた告発窓口以外の役職員は、速やかに告発窓口に連絡しなければならない。

## 第7章 雑則

(文部科学省ガイドライン等)

第28条 この規則に定めのない事項については、ガイドライン等を参考に、適切に対応するものとする。

(所管)

第29条 この規則は総務部研究機関監査室が所管し、この規則に規定された事項の運営等は総務担当理事が統括する。

## 附 則

この規則は、平成20年2月27日から施行する。



別表 1

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分	相当と認められる期間
1 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）	2年から10年
2 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者	
3 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1年から3年

別表 2

研究費等の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 2 年以上 5 年以内の間で不適正な経理処理等の内容等を勘案して相当と認められる期間

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1 から 4 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(注) 単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りでない。